

香川県条例第8号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限) 第3条 略</p> <p>(使用料) 第11条 略</p> <p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 略</p> <p>(利用料金の収受) 第14条の3 略</p>	<p>(行為の制限) 第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 有料公園施設（県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。 2～5 略</p> <p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。</p> <p>(利用料金の収受) 第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利</p>

(利用料金の承認)

第14条の4 略

別表第2 (第11条関係)

1 略

2 公園施設を管理する場合

種別	単位	金額
略		
建物	延面積 1年 1平方メートル	3,550円以内
	延面積 1月 1平方メートル	590円以内

3 都市公園を占用する場合

略

注 1・2 略

3 占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に100分の108を乗じて得た額とする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

都市公園	行為	単位	金額
栗林公園	略		
	業として行う写真撮	1月 1台	4,420円
	影	1日 1台	430円
栗林公園	略		
	第3条第1項第3号に掲げる行為	1日 1平方メートル	52円
その他の都市公園	略		
	業として行う写真撮	1月 1台	2,700円
	影	略	
その他の都市公園	略		

「用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。

別表第2 (第11条関係)

1 略

2 公園施設を管理する場合

種別	単位	金額
略		
建物	延面積 1年 1平方メートル	3,460円以内
	延面積 1月 1平方メートル	580円以内

3 都市公園を占用する場合

略

注 1・2 略

3 占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に100分の105を乗じて得た額とする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

都市公園	行為	単位	金額
栗林公園	略		
	業として行う写真撮	1月 1台	4,300円
	影	1日 1台	420円
栗林公園	略		
	第3条第1項第3号に掲げる行為	1日 1平方メートル	51円
その他の都市公園	略		
	業として行う写真撮	1月 1台	2,630円
	影	略	
その他の都市公園	略		

第3条第1項第4号に掲げる行為			
催しに際し一時的に表示する場合以外の場合	1年	表示面積1平方メートル	43,200円を超えない範囲で規則で定める額
催しに際し一時的に表示する場合			
大型映像装置を使用する場合以外の場合	1日	表示面積1平方メートル	1,740円
大型映像装置を使用する場合			
画面の全部使用の場合			
アマチュアスポーツの場合	1分		5,940円
アマチュアスポーツ以外の場合	1分		17,820円
画面の一部使用の場合			
アマチュアスポーツの場合	1分	表示面積1平方メートル	60円
アマチュアスポーツ以外の場合	1分	表示面積1平方メートル	180円

注 略

5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合

(1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単 位	金 額
個人利用	一般 1人 1回	410円

第3条第1項第4号に掲げる行為			
催しに際し一時的に表示する場合以外の場合	1年	表示面積1平方メートル	42,000円を超えない範囲で規則で定める額
催しに際し一時的に表示する場合	1日	表示面積1平方メートル	1,700円

注 略

5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合

(1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単 位	金 額
個人利用	一般 1人 1回	400円

略			
略			
定期利用	1人用	1年間	2,570円
	3人用	1年間	5,140円
略			

(2) 有料公園施設を利用する場合

都市公園	有料公園施設の種類及び名称	単位	金額		
栗林公園	集会所 商工奨励館北館	午前	15,430円		
		午後	15,430円		
		1日	30,860円		
	集会所 商工奨励館和室	午前	1,420円		
		午後	1,420円		
		1日	2,840円		
	駐車場 略	栗林公園東門駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台 30分	510円を超えない範囲で規則で定める額
			略		
	遊戯施設 舟遊場	遊覧船 専用使用の場合	1時間	7,320円	
			専用使用でない場合		
一般		1人 1回	610円		
略					
坂出緩衝	運動施設 番の州球場	基本施設(グラウンド及びダッグアウト)使用料			
		アマチュアスポーツの場合			

略			
略			
定期利用	1人用	1年間	2,500円
	3人用	1年間	5,000円
略			

(2) 有料公園施設を利用する場合

都市公園	有料公園施設の種類及び名称	単位	金額		
栗林公園	集会所 商工奨励館北館	午前	15,010円		
		午後	15,010円		
		1日	30,020円		
	集会所 商工奨励館和室	午前	1,390円		
		午後	1,390円		
		1日	2,780円		
	駐車場 略	栗林公園東門駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台 30分	500円を超えない範囲で規則で定める額
			略		
	遊戯施設 舟遊場	遊覧船 専用使用の場合	1時間	7,200円	
			専用使用でない場合		
一般		1人 1回	600円		
略					
坂出緩衝	運動施設 番の州球場	基本施設(グラウンド及びダッグアウト)使用料			
		アマチュアスポーツの場合			

緑地			生徒及び児童	1日(午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。)	3,440円
			一般	1時間	560円
				1日	8,740円
			アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合	1時間	1,450円
				1日	29,030円
			その他の場合	1時間	4,820円
				1日	7,560円
			生徒及び児童	1時間	1,250円
				1日	30,240円
			一般	1時間	5,030円
1日					
附属施設使用料					
夜間照明施設					
アマチュアスポーツの場合	3分の1点灯	1時間	3,640円		
	3分の2点灯	1時間	7,280円		
	全点灯	1時間	10,920円		
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間	49,720円		

緑地			生徒及び児童	1日(午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。)	3,350円
			一般	1時間	550円
				1日	8,500円
			アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合	1時間	1,410円
				1日	28,230円
			その他の場合	1時間	4,690円
				1日	7,350円
			生徒及び児童	1時間	1,220円
				1日	29,400円
			一般	1時間	4,900円
1日					
附属施設使用料					
夜間照明施設					
アマチュアスポーツの場合	3分の1点灯	1時間	3,500円		
	3分の2点灯	1時間	7,000円		
	全点灯	1時間	10,500円		
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間	47,800円		

香川県総合運動施設 香川県営野球場

基本施設(グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース)使用料
アマチュアスポーツの場合

香川県総合運動施設 香川県営野球場

基本施設(グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース)使用料
アマチュアスポーツの場合

動公園

入場料を徴収しない場合 生徒及び児童	午前（午前9時から正午までをいう。以下この項において同じ。）	<u>3,050円</u>
	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>4,070円</u>
一般	1日	<u>6,120円</u>
	午前	<u>7,650円</u>
	午後	<u>10,200円</u>
	1日	<u>15,300円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	午前	<u>15,300円</u>
	午後	<u>20,400円</u>
	1日	<u>30,610円</u>
	略	
附属施設使用料		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	午前	<u>2,530円</u>
	午後	<u>3,370円</u>
	1日	<u>5,060円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,290円</u>
	午後	<u>1,720円</u>
	1日	<u>2,590円</u>

動公園

入場料を徴収しない場合 生徒及び児童	午前（午前9時から正午までをいう。以下この項において同じ。）	<u>2,970円</u>
	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>3,960円</u>
一般	1日	<u>5,950円</u>
	午前	<u>7,440円</u>
	午後	<u>9,920円</u>
	1日	<u>14,880円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	午前	<u>14,880円</u>
	午後	<u>19,840円</u>
	1日	<u>29,760円</u>
	略	
附属施設使用料		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	午前	<u>2,460円</u>
	午後	<u>3,280円</u>
	1日	<u>4,920円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,260円</u>
	午後	<u>1,680円</u>
	1日	<u>2,520円</u>

香川県 営第2 野球場	スコアボード	午前	<u>2,710円</u>
		午後	<u>3,620円</u>
		1日	<u>5,430円</u>
	会議室	午前	<u>1,290円</u>
		午後	<u>1,720円</u>
		1日	<u>2,590円</u>
	シャワー室 温水使用	午前	<u>1,880円</u>
		午後	<u>2,500円</u>
		1日	<u>3,760円</u>
	温水使用以外	午前	<u>1,290円</u>
		午後	<u>1,720円</u>
		1日	<u>2,590円</u>
	夜間照明施設 アマチュアス ポーツの場合		
	4分の1点 灯	1時間	<u>9,260円</u>
	2分の1点 灯	1時間	<u>17,370円</u>
	全点灯	1時間	<u>33,630円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>153,090円</u>
	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料		
	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,430円</u>
		午後	<u>3,250円</u>
	1日	<u>4,880円</u>	
一般	午前	<u>6,100円</u>	
	午後	<u>8,140円</u>	
	1日	<u>12,210円</u>	

香川県 営第2 野球場	スコアボード	午前	<u>2,640円</u>
		午後	<u>3,520円</u>
		1日	<u>5,280円</u>
	会議室	午前	<u>1,260円</u>
		午後	<u>1,680円</u>
		1日	<u>2,520円</u>
	シャワー室 温水使用	午前	<u>1,830円</u>
		午後	<u>2,440円</u>
		1日	<u>3,660円</u>
	温水使用以外	午前	<u>1,260円</u>
		午後	<u>1,680円</u>
		1日	<u>2,520円</u>
	夜間照明施設 アマチュアス ポーツの場合		
	4分の1点 灯	1時間	<u>8,610円</u>
	2分の1点 灯	1時間	<u>16,140円</u>
	全点灯	1時間	<u>31,210円</u>
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>142,070円</u>
	基本施設（グラウンド及びダ ッグアウト）使用料		
	アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,370円</u>
		午後	<u>3,160円</u>
	1日	<u>4,750円</u>	
一般	午前	<u>5,940円</u>	
	午後	<u>7,920円</u>	
	1日	<u>11,880円</u>	

香川県
営テニ
ス場

アマチュアスポ ーツ以外の場合		午前 午後 1日	<u>12,210円</u> <u>16,290円</u> <u>24,430円</u>
附属施設使用料			
本部室		午前 午後 1日	<u>1,290円</u> <u>1,720円</u> <u>2,590円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前 午後 1日	<u>640円</u> <u>860円</u> <u>1,290円</u>
スコアボード		午前 午後 1日	<u>640円</u> <u>860円</u> <u>1,290円</u>
基本施設（テニスコート）使 用料			
生徒及び児童	1面	午前 午後 1日	<u>950円</u> <u>1,270円</u> <u>1,910円</u>
一般	1面	午前 午後 1日	<u>1,380円</u> <u>1,850円</u> <u>2,770円</u>
附属施設使用料			
会議室		午前 午後 1日	<u>1,290円</u> <u>1,720円</u> <u>2,590円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前 午後 1日	<u>640円</u> <u>860円</u> <u>1,290円</u>
スコアボード		午前 午後 1日	<u>640円</u> <u>860円</u> <u>1,290円</u>
シャワー室 団体 温水使用		午前	<u>1,880円</u>

香川県
営テニ
ス場

アマチュアスポ ーツ以外の場合		午前 午後 1日	<u>11,880円</u> <u>15,840円</u> <u>23,760円</u>
附属施設使用料			
本部室		午前 午後 1日	<u>1,260円</u> <u>1,680円</u> <u>2,520円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前 午後 1日	<u>630円</u> <u>840円</u> <u>1,260円</u>
スコアボード		午前 午後 1日	<u>630円</u> <u>840円</u> <u>1,260円</u>
基本施設（テニスコート）使 用料			
生徒及び児童	1面	午前 午後 1日	<u>930円</u> <u>1,240円</u> <u>1,860円</u>
一般	1面	午前 午後 1日	<u>1,350円</u> <u>1,800円</u> <u>2,700円</u>
附属施設使用料			
会議室		午前 午後 1日	<u>1,260円</u> <u>1,680円</u> <u>2,520円</u>
記録放送室及び 放送機器		午前 午後 1日	<u>630円</u> <u>840円</u> <u>1,260円</u>
スコアボード		午前 午後 1日	<u>630円</u> <u>840円</u> <u>1,260円</u>
シャワー室 団体 温水使用		午前	<u>1,830円</u>

香川県 営サッ カー・ ラグビ ー場	温水使用以 外	午後 1日	<u>2,500円</u> <u>3,760円</u>
		午前 午後 1日	<u>1,290円</u> <u>1,720円</u> <u>2,590円</u>
	略		
	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料		
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	午前 午後 1日	<u>2,100円</u> <u>2,800円</u> <u>4,210円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>5,270円</u> <u>7,030円</u> <u>10,550円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	午前 午後 1日	<u>10,550円</u> <u>14,070円</u> <u>21,100円</u>
	略		
附属施設使用料			
本部室及び審判員控室	午前 午後 1日	<u>1,290円</u> <u>1,720円</u> <u>2,590円</u>	
記録放送室及び放送機器	午前 午後 1日	<u>640円</u> <u>860円</u> <u>1,290円</u>	
スコアボード	午前	<u>640円</u>	

香川県 営サッ カー・ ラグビ ー場	温水使用以 外	午後 1日	<u>2,440円</u> <u>3,660円</u>
		午前 午後 1日	<u>1,260円</u> <u>1,680円</u> <u>2,520円</u>
	略		
	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料		
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	午前 午後 1日	<u>2,050円</u> <u>2,730円</u> <u>4,100円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>5,130円</u> <u>6,840円</u> <u>10,260円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	午前 午後 1日	<u>10,260円</u> <u>13,680円</u> <u>20,520円</u>
	略		
附属施設使用料			
本部室及び審判員控室	午前 午後 1日	<u>1,260円</u> <u>1,680円</u> <u>2,520円</u>	
記録放送室及び放送機器	午前 午後 1日	<u>630円</u> <u>840円</u> <u>1,260円</u>	
スコアボード	午前	<u>630円</u>	

香川県 営第2 サッカー・ラ グビー 場	会議室	午後	860円	
		1日	1,290円	
	シャワー室 温水使用	午前	1,290円	
		午後	1,720円	
	温水使用以外	1日	2,590円	
		午前	1,880円	
		午後	2,500円	
		1日	3,760円	
	香川県 営相撲 場	基本施設（グラウンド）使用 料	午前	1,290円
			午後	1,720円
アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童		1日	2,590円	
		午前	1,670円	
一般		午後	2,230円	
		1日	3,350円	
		午前	4,190円	
		午後	5,590円	
アマチュアスポ ーツ以外の場合		1日	8,390円	
		午前	8,390円	
附属施設使用料	午後	11,190円		
	1日	16,780円		
	スコアボード	午前	640円	
香川県 営相撲 場	基本施設（本土俵及び練習土 俵）使用料	午後	860円	
		1日	1,290円	
	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合			

香川県 営第2 サッカー・ラ グビー 場	会議室	午後	840円	
		1日	1,260円	
	シャワー室 温水使用	午前	1,260円	
		午後	1,680円	
	温水使用以外	1日	2,520円	
		午前	1,830円	
		午後	2,440円	
		1日	3,660円	
	香川県 営相撲 場	基本施設（グラウンド）使用 料	午前	1,260円
			午後	1,680円
アマチュアスポ ーツの場合 生徒及び児童		1日	2,520円	
		午前	1,630円	
一般		午後	2,170円	
		1日	3,260円	
		午前	4,080円	
		午後	5,440円	
アマチュアスポ ーツ以外の場合		1日	8,160円	
		午前	8,160円	
附属施設使用料	午後	10,880円		
	1日	16,320円		
	スコアボード	午前	630円	
香川県 営相撲 場	基本施設（本土俵及び練習土 俵）使用料	午後	840円	
		1日	1,260円	
	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合			

生徒及び児童	午前	<u>610円</u>
	午後	<u>820円</u>
一般	1日	<u>1,230円</u>
	午前	<u>1,540円</u>
	午後	<u>2,050円</u>
	1日	<u>3,080円</u>
練習土俵のみを使用する場合		
専用使用の場合		
生徒及び児童	略	
	午後	<u>410円</u>
一般	1日	<u>610円</u>
	午前	<u>770円</u>
	午後	<u>1,020円</u>
	1日	<u>1,540円</u>
専用使用でない場合		
生徒及び児童	略	
	1人1月間	<u>370円</u>
一般	1人3月間	<u>920円</u>
	略	
	1人1月間	<u>490円</u>
	1人3月間	<u>1,230円</u>
附属施設使用料		
シャワー室専用使用の場合		
温水使用	午前	<u>1,880円</u>
	午後	<u>2,500円</u>
	1日	<u>3,760円</u>
	午前	<u>1,290円</u>
温水使用以外	午後	<u>1,720円</u>
	1日	<u>2,590円</u>

生徒及び児童	午前	<u>600円</u>
	午後	<u>800円</u>
一般	1日	<u>1,200円</u>
	午前	<u>1,500円</u>
	午後	<u>2,000円</u>
	1日	<u>3,000円</u>
練習土俵のみを使用する場合		
専用使用の場合		
生徒及び児童	略	
	午後	<u>400円</u>
一般	1日	<u>600円</u>
	午前	<u>750円</u>
	午後	<u>1,000円</u>
	1日	<u>1,500円</u>
専用使用でない場合		
生徒及び児童	略	
	1人1月間	<u>360円</u>
一般	1人3月間	<u>900円</u>
	略	
	1人1月間	<u>480円</u>
	1人3月間	<u>1,200円</u>
附属施設使用料		
シャワー室専用使用の場合		
温水使用	午前	<u>1,830円</u>
	午後	<u>2,440円</u>
	1日	<u>3,660円</u>
	午前	<u>1,260円</u>
温水使用以外	午後	<u>1,680円</u>
	1日	<u>2,520円</u>

香川 県立 丸亀 競技場	運動施設 競技場	略			
		略			
		基本施設（グラウンド、雨天 走路及び更衣室）使用料			
		専用使用の場合			
		アマチュアス ポーツの場合			
		入場料を徴 収しない場 合			
		学校、競 技協会、 教育委員 会その他 教育関係 団体（以 下「学校 等」とい う。）	午前（午前 9時から午 後1時まで をいう。以 下同じ。）		<u>10,280円</u>
			午後		<u>10,280円</u>
			1日		<u>15,420円</u>
		学校等以 外のもの	午前		<u>27,360円</u>
	午後		<u>27,360円</u>		
	1日		<u>41,140円</u>		
略					
アマチュアス ポーツ以外の 場合					
入場料を徴 収しない場 合					
略					
略					
附属施設使用料					
第1トレーニン グルーム					

香川 県立 丸亀 競技場	運動施設 競技場	略			
		略			
		基本施設（グラウンド、雨天 走路及び更衣室）使用料			
		専用使用の場合			
		アマチュアス ポーツの場合			
		入場料を徴 収しない場 合			
		学校、競 技協会、 教育委員 会その他 教育関係 団体（以 下「学校 等」とい う。）	午前（午前 9時から午 後1時まで をいう。以 下同じ。）		<u>1万円</u>
			午後		<u>1万円</u>
			1日		<u>15,000円</u>
		学校等以 外のもの	午前		<u>26,600円</u>
	午後		<u>26,600円</u>		
	1日		<u>4万円</u>		
略					
アマチュアス ポーツ以外の 場合					
入場料を徴 収しない場 合					
略					
略					
附属施設使用料					
第1トレーニン グルーム					

専用使用の場合	午前	5,140円
	午後	5,140円
	1日	7,710円
略		
第2トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	1,640円
	午後	1,640円
	1日	2,570円
略		
記録放送室及び放送機器	午前	1,640円
	午後	1,640円
	1日	2,570円
大型映像装置		
アマチュアスポーツの場合	午前	19,440円
	午後	19,440円
	1日	29,700円
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	58,320円
	午後	58,320円
	1日	89,100円
会議室	午前	1,640円
	午後	1,640円
	1日	2,570円
特別会議室	午前	3,390円
	午後	3,390円
	1日	5,140円
夜間照明施設		
アマチュアスポーツの場合		
8分の1点灯	1時間	5,450円
5分の1点灯	1時間	9,750円
3分の1点灯	1時間	14,120円

専用使用の場合	午前	5,000円
	午後	5,000円
	1日	7,500円
略		
第2トレーニングルーム		
専用使用の場合	午前	1,600円
	午後	1,600円
	1日	2,500円
略		
記録放送室及び放送機器	午前	1,600円
	午後	1,600円
	1日	2,500円
スコアボード	午前	1万円
	午後	1万円
	1日	15,000円
会議室	午前	1,600円
	午後	1,600円
	1日	2,500円
特別会議室	午前	3,300円
	午後	3,300円
	1日	5,000円
夜間照明施設		
アマチュアスポーツの場合		
8分の1点灯	1時間	5,000円
5分の1点灯	1時間	9,000円
3分の1点灯	1時間	13,000円

			2分の1点 灯	1時間	<u>42,450円</u>	
			3分の2点 灯	1時間	<u>59,160円</u>	
			全点灯	1時間	<u>63,810円</u>	
			アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>191,430円</u>	
	補助競 技場		専用使用の場合			
			アマチュアス ポーツの場合			
			学校等	午前	<u>2,670円</u>	
				午後	<u>2,670円</u>	
				1日	<u>4,110円</u>	
			学校等以外 のもの	午前	<u>5,450円</u>	
				午後	<u>5,450円</u>	
				1日	<u>8,220円</u>	
			アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>10,900円</u>	
				午後	<u>10,900円</u>	
				1日	<u>16,450円</u>	
			略			
			略			
瀬戸大橋記念公園	野外劇場	マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）使用料			
			専用使用の場合	午前	<u>16,660円</u>	
				午後	<u>16,660円</u>	
				1日	<u>25,710円</u>	
	附属施設使用料					
	第1控室、第2控室又は会議室	午前	<u>1,130円</u>			
		午後	<u>1,130円</u>			
	1日	<u>1,740円</u>				
運動施設	球技場	基本施設使用料				
		第1グラウンド又は第2グラウ				

			2分の1点 灯	1時間	<u>4万円</u>	
			3分の2点 灯	1時間	<u>56,000円</u>	
			全点灯	1時間	<u>6万円</u>	
			アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間	<u>18万円</u>	
	補助競 技場		専用使用の場合			
			アマチュアス ポーツの場合			
			学校等	午前	<u>2,600円</u>	
				午後	<u>2,600円</u>	
				1日	<u>4,000円</u>	
			学校等以外 のもの	午前	<u>5,300円</u>	
				午後	<u>5,300円</u>	
				1日	<u>8,000円</u>	
			アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>10,600円</u>	
				午後	<u>10,600円</u>	
				1日	<u>16,000円</u>	
			略			
			略			
瀬戸大橋記念公園	野外劇場	マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）使用料			
			専用使用の場合	午前	<u>16,200円</u>	
				午後	<u>16,200円</u>	
				1日	<u>25,000円</u>	
	附属施設使用料					
	第1控室、第2控室又は会議室	午前	<u>1,100円</u>			
		午後	<u>1,100円</u>			
	1日	<u>1,700円</u>				
運動施設	球技場	基本施設使用料				
		第1グラウンド又は第2グラウ				

ンドを使用する 場合		
アマチュアス ポーツの場合		
学校等	午前	<u>1,640円</u>
	午後	<u>1,640円</u>
	1日	<u>2,460円</u>
学校等以外 のもの	午前	<u>4,110円</u>
	午後	<u>4,110円</u>
	1日	<u>6,170円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>8,220円</u>
	午後	<u>8,220円</u>
	1日	<u>12,340円</u>
第3グラウンド 又は第4グラウ ンドを使用する 場合		
アマチュアス ポーツの場合		
学校等	午前	<u>980円</u>
	午後	<u>980円</u>
	1日	<u>1,480円</u>
学校等以外 のもの	午前	<u>2,460円</u>
	午後	<u>2,460円</u>
	1日	<u>3,700円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>4,930円</u>
	午後	<u>4,930円</u>
	1日	<u>7,400円</u>
全てのグラウン ドを同時にアマ チュアスポーツ 以外の目的で使 用し、かつ、入 場料を徴収する	略	

ンドを使用する 場合		
アマチュアス ポーツの場合		
学校等	午前	<u>1,600円</u>
	午後	<u>1,600円</u>
	1日	<u>2,400円</u>
学校等以外 のもの	午前	<u>4,000円</u>
	午後	<u>4,000円</u>
	1日	<u>6,000円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>8,000円</u>
	午後	<u>8,000円</u>
	1日	<u>12,000円</u>
第3グラウンド 又は第4グラウ ンドを使用する 場合		
アマチュアス ポーツの場合		
学校等	午前	<u>960円</u>
	午後	<u>960円</u>
	1日	<u>1,440円</u>
学校等以外 のもの	午前	<u>2,400円</u>
	午後	<u>2,400円</u>
	1日	<u>3,600円</u>
アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前	<u>4,800円</u>
	午後	<u>4,800円</u>
	1日	<u>7,200円</u>
すべてのグラウ ンドを同時にア マチュアスポー ツ以外の目的で 使用し、かつ、 入場料を徴収す	略	

ターゲット・バードゴルフ場	場合		附属施設使用料		
	会議室	午前	610円		
		午後	610円		
		1日	1,020円		
	第1更衣室	1日	3,080円		
		第2更衣室	1日	1,850円	
	専用使用の場合 学校等	午前	7,400円		
		午後	7,400円		
		1日	11,100円		
	学校等以外のもの	午前	18,510円		
午後		18,510円			
1日		27,770円			
専用使用でない場合 略 一般	1人午前	510円			
	1人午後	510円			
	1人1日	770円			
	略				
さぬき空港公園	運動施設 略	グラススキー場	生徒及び児童一般	2時間	510円
			一般	2時間	1,030円
			グラススキー用器具	1式 2時間	510円

ターゲット・バードゴルフ場	る場合		附属施設使用料		
	会議室	午前	600円		
		午後	600円		
		1日	1,000円		
	第1更衣室	1日	3,000円		
		第2更衣室	1日	1,800円	
	専用使用の場合 学校等	午前	7,200円		
		午後	7,200円		
		1日	10,800円		
	学校等以外のもの	午前	18,000円		
午後		18,000円			
1日		27,000円			
専用使用でない場合 略 一般	1人午前	500円			
	1人午後	500円			
	1人1日	750円			
	略				
さぬき空港公園	運動施設 略	グラススキー場	生徒及び児童一般	2時間	500円
			一般	2時間	1,010円
			グラススキー用器具	1式 2時間	500円

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
---------------	-----	-----

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
---------------	-----	-----

運動施設 番の州球 場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）			
	アマチュアスポーツ の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>560円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>1,450円</u>	
	アマチュアスポーツ 以外のスポーツの場 合	1時間当たり	<u>4,820円</u>	
	その他の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,250円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>5,030円</u>	
	附属施設			
	夜間照明施設 アマチュアスポー ツの場合			
3分の1点灯	1時間当たり	<u>3,640円</u>		
3分の2点灯	1時間当たり	<u>7,280円</u>		
全点灯	1時間当たり	<u>10,920円</u>		
アマチュアスポー ツ以外の場合	1時間当たり	<u>49,720円</u>		

2 香川県総合運動公園

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位	金 額
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、 選手控室、更衣室及びグラウンドキー パーブース）	
	アマチュアスポーツ の場合 入場料を徴収しな い場合 生徒及び児童	1時間当たり

運動施設 番の州球 場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）			
	アマチュアスポーツ の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>550円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>1,410円</u>	
	アマチュアスポーツ 以外のスポーツの場 合	1時間当たり	<u>4,690円</u>	
	その他の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,220円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>4,900円</u>	
	附属施設			
	夜間照明施設 アマチュアスポー ツの場合			
3分の1点灯	1時間当たり	<u>3,500円</u>		
3分の2点灯	1時間当たり	<u>7,000円</u>		
全点灯	1時間当たり	<u>10,500円</u>		
アマチュアスポー ツ以外の場合	1時間当たり	<u>47,800円</u>		

2 香川県総合運動公園

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位	金 額
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、 選手控室、更衣室及びグラウンドキー パーブース）	
	アマチュアスポーツ の場合 入場料を徴収しな い場合 生徒及び児童	1時間当たり

一般 略	1時間当たり	<u>2,930円</u>
アマチュアスポーツ 以外の場合		
入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>5,860円</u>
附属施設		
本部室、役員控室、 審判員控室、バット スイング場、ブルペ ン及びトレーニング スペース	1時間当たり	<u>960円</u>
記録放送室及び放送 機器	1時間当たり	<u>490円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>1,030円</u>
会議室	1時間当たり	<u>490円</u>
シャワー室		
温水使用	1時間当たり	<u>720円</u>
温水使用以外	1時間当たり	<u>490円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポー ツの場合		
4分の1点灯	1時間当たり	<u>9,260円</u>
2分の1点灯	1時間当たり	<u>17,370円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>33,630円</u>
アマチュアスポー ツ以外の場合	1時間当たり	<u>153,090円</u>
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポー ツの場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>920円</u>
一般	1時間当たり	<u>2,330円</u>

香川県営
第2野球場

一般 略	1時間当たり	<u>2,850円</u>
アマチュアスポーツ 以外の場合		
入場料を徴収しない場合 略	1時間当たり	<u>5,700円</u>
附属施設		
本部室、役員控室、 審判員控室、バット スイング場、ブルペ ン及びトレーニング スペース	1時間当たり	<u>940円</u>
記録放送室及び放送 機器	1時間当たり	<u>480円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>1,010円</u>
会議室	1時間当たり	<u>480円</u>
シャワー室		
温水使用	1時間当たり	<u>700円</u>
温水使用以外	1時間当たり	<u>480円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポー ツの場合		
4分の1点灯	1時間当たり	<u>8,610円</u>
2分の1点灯	1時間当たり	<u>16,140円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>31,210円</u>
アマチュアスポー ツ以外の場合	1時間当たり	<u>142,070円</u>
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポー ツの場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>900円</u>
一般	1時間当たり	<u>2,270円</u>

香川県営
第2野球場

香川県営 テニス場	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>4,660円</u>
	附属施設		
	本部室 略	1時間当たり	<u>490円</u>
	基本施設（テニスコート）		
	生徒及び児童	1面1時間当 たり	<u>360円</u>
	一般	1面1時間当 たり	<u>520円</u>
	附属施設		
	会議室 略	1時間当たり	<u>490円</u>
	シャワー室 団体 温水使用	1時間当たり	<u>720円</u>
	温水使用以外 略	1時間当たり	<u>490円</u>
香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（グラウンド及び更衣室）		
	アマチュアスポーツ の場合 入場料を徴収しな い場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>800円</u>
	一般	1時間当たり	<u>2,010円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ 以外の場合 入場料を徴収しな い場合 略	1時間当たり	<u>4,030円</u>
附属施設			
本部室及び審判員控	1時間当たり	<u>490円</u>	

香川県営 テニス場	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>4,540円</u>
	附属施設		
	本部室 略	1時間当たり	<u>480円</u>
	基本施設（テニスコート）		
	生徒及び児童	1面1時間当 たり	<u>350円</u>
	一般	1面1時間当 たり	<u>510円</u>
	附属施設		
	会議室 略	1時間当たり	<u>480円</u>
	シャワー室 団体 温水使用	1時間当たり	<u>700円</u>
	温水使用以外 略	1時間当たり	<u>480円</u>
香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（グラウンド及び更衣室）		
	アマチュアスポーツ の場合 入場料を徴収しな い場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>780円</u>
	一般	1時間当たり	<u>1,960円</u>
	略		
	アマチュアスポーツ 以外の場合 入場料を徴収しな い場合 略	1時間当たり	<u>3,920円</u>
附属施設			
本部室及び審判員控	1時間当たり	<u>480円</u>	

香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	室 略		
	会議室	1時間当たり	490円
	シャワー室		
	温水使用	1時間当たり	720円
	温水使用以外	1時間当たり	490円
	基本施設（グラウンド）		
	アマチュアスポーツ の場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	630円
	一般	1時間当たり	1,600円
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	3,200円
香川県営 相撲場	略		
	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
	本土俵及び練習土俵 を利用する場合		
	略		
	一般	1時間当たり	580円
	附属施設		
	シャワー室		
	専用使用の場合		
	温水使用	1時間当たり	720円
	温水使用以外	1時間当たり	490円
	略		

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位	金 額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び 更衣室）	
	専用使用の場合	

香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	室 略		
	会議室	1時間当たり	480円
	シャワー室		
	温水使用	1時間当たり	700円
	温水使用以外	1時間当たり	480円
	基本施設（グラウンド）		
	アマチュアスポーツ の場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	620円
	一般	1時間当たり	1,560円
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	3,120円
香川県営 相撲場	略		
	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
	本土俵及び練習土俵 を利用する場合		
	略		
	一般	1時間当たり	570円
	附属施設		
	シャワー室		
	専用使用の場合		
	温水使用	1時間当たり	700円
	温水使用以外	1時間当たり	480円
	略		

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施 設の種類及 び名称	単 位	金 額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び 更衣室）	
	専用使用の場合	

アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合		
学校等	1時間当たり	<u>3,080円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>8,220円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>12,340円</u>
略		
略		
附属施設		
第1トレーニングルーム 専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,540円</u>
略		
第2トレーニングルーム 専用使用の場合	1時間当たり	<u>510円</u>
略		
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>510円</u>
大型映像装置		
アマチュアスポーツの場合	1時間当たり	<u>5,940円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>17,820円</u>
会議室	1時間当たり	<u>510円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>1,020円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポー		

アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合		
学校等	1時間当たり	<u>3,000円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>8,000円</u>
略		
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>12,000円</u>
略		
略		
附属施設		
第1トレーニングルーム 専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,500円</u>
略		
第2トレーニングルーム 専用使用の場合	1時間当たり	<u>500円</u>
略		
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>500円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>3,000円</u>
会議室	1時間当たり	<u>500円</u>
特別会議室	1時間当たり	<u>1,000円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポー		

補助競技場	ツの場合		
	8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,450円</u>
	5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,750円</u>
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>14,120円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>42,450円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>59,160円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>63,810円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>191,430円</u>
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	1時間当たり	<u>820円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,640円</u>	
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>3,290円</u>	
略			

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）		<u>5,140円</u>
	専用使用の場合	1時間当たり	
運動施設 球技場	略		
	基本施設		
	第1グラウンド又は第2グラウンド		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	1時間当たり	<u>490円</u>
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,230円</u>

補助競技場	ツの場合		
	8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,000円</u>
	5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,000円</u>
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>13,000円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>4万円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>56,000円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>6万円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>18万円</u>
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	1時間当たり	<u>800円</u>
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,600円</u>	
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>3,200円</u>	
略			

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）		<u>5,000円</u>
	専用使用の場合	1時間当たり	
運動施設 球技場	略		
	基本施設		
	第1グラウンド又は第2グラウンド		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	1時間当たり	<u>480円</u>
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,200円</u>

ターゲット・バードゴルフ場	アマチュアスポーツ以外の場合 第3グラウンド又は第4グラウンド アマチュアスポーツの場合	1時間当たり	<u>2,460円</u>
	略		
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>740円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>1,480円</u>
	全てのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合	略	
	附属施設		
	略		
	第1更衣室	1時間当たり	<u>610円</u>
	第2更衣室	1時間当たり	<u>370円</u>
	専用使用の場合		
学校等	1時間当たり	<u>2,220円</u>	
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>5,550円</u>	
略			

5 さぬき空港公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
運動施設 グラススキー場	生徒及び児童	1時間当たり	<u>260円</u>
	一般	1時間当たり	<u>520円</u>
	グラススキー用器具	1式につき1時間当たり	<u>260円</u>
	略		

ターゲット・バードゴルフ場	アマチュアスポーツ以外の場合 第3グラウンド又は第4グラウンド アマチュアスポーツの場合	1時間当たり	<u>2,400円</u>
	略		
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>720円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>1,440円</u>
	すべてのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合	略	
	附属施設		
	略		
	第1更衣室	1時間当たり	<u>600円</u>
	第2更衣室	1時間当たり	<u>360円</u>
	専用使用の場合		
学校等	1時間当たり	<u>2,160円</u>	
学校等以外のもの	1時間当たり	<u>5,400円</u>	
略			

5 さぬき空港公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位		金 額
運動施設 グラススキー場	生徒及び児童	1時間当たり	<u>250円</u>
	一般	1時間当たり	<u>510円</u>
	グラススキー用器具	1式につき1時間当たり	<u>250円</u>
	略		

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。